

令和7年度 狩猟免許試験及び狩猟免許更新のお知らせ

◎ 狩猟免許試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許試験を実施します。

野生鳥獣の捕獲には、狩猟免許が必要です。

狩猟免許は、網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟の4種類があります。

○実施日時・場所など

	実施日時	試験場所	申請期間
第1回狩猟免許試験 (4種類実施)	令和7年8月23日(土) 8月24日(日) 午前9時20分から午後4時まで	山梨県立青少年センター 本館 住所：甲府市和戸町1303番地 TEL：055-237-5311	令和7年5月26日(月) ～6月27日(金) ※5月26日から6月27日までの 消印を有効とする。
第2回狩猟免許試験 (4種類実施)	令和8年1月31日(土) 2月1日(日) 午前9時20分から午後4時まで	山梨県立青少年センター 本館 住所：甲府市和戸町1303番地 TEL：055-237-5311	令和7年10月27日(月) ～11月25日(火) ※10月27日から11月25日ま での消印を有効とする。

※ 1種類の免許試験を受験するのに1日かかります。2日連続の受験(2種類2日受験)も可能ですが、手数料は2種類分必要となります。

※ 試験日は、申請を受理後に決定し、受験票に記載してお知らせします。

※ 第1回及び第2回の試験の定員はそれぞれ150名としています。なお、申請状況により、申請期間内であっても早期に受付を締め切る場合があります。

○狩猟免許試験申請手続

次の申請書等をそろえて、申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所 環境・エネルギー課に郵送又は持込で提出してください。

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条第1項に規定する狩猟免許申請書
 - ② 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、その許可証(猟銃・空気銃所持許可証)の写し(この場合は、医師の診断書は不要です)。
 - ③ ②の許可を受けていない場合は、申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しないことについての医師の診断書(概ね申請前6か月以内のもの)
 - ④ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚(2種類免許を受験する方は2枚)
 - ⑤ 運転免許証など住所地を確認できるものの写し
- ※ マイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。
- ※ 申請書は、山梨県ホームページ(<https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/syuryoumenkyosiken.html>)から印刷をお願いします。印刷ができない場合には、各林務環境事務所環境・エネルギー課にて印刷してお渡しすることができます。
- ※ 提出された申請書等の返却はいたしません。

○狩猟免許試験申請手数料

- ① 現在、お持ちの狩猟免許はなく、申請される方 → 1種類ごとに5,200円
狩猟免許申請書に5,200円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。
- ② 既に狩猟免許をお持ちで、一部免除者に該当し、申請される方 → 1種類ごとに3,900円
狩猟免許申請書に3,900円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。

※ 一部免除者とは、既に狩猟免許をお持ちの方で、所持している免許の種類以外の免許を取得しようとする方のことです。

◎ 狩猟免許更新

○狩猟免許更新対象者

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により狩猟免許を有している方のうち、有効期限が令和7年9月14日までの方

○実施日時・場所など

事務所名	実施日	開催場所	申請期間
中北林務環境事務所	令和7年7月28日（月） ～7月30日（水）	北巨摩合同庁舎	令和7年6月2日（月）～ 6月30日（月）
峡東林務環境事務所	令和7年7月31日（木） ～8月1日（金）	東山梨合同庁舎	
峡南林務環境事務所	令和7年8月5日（火）	西八代合同庁舎	
富士・東部林務環境事務所	令和7年7月23日（水） ～7月24日（木）	南都留合同庁舎	

- ※ 開始時間等は林務環境事務所ごとに異なるので、住所地を所管する林務環境事務所に確認してください。
- ※ 日程、開催場所が変更になることがありますので、申請後に林務環境事務所より指示された日時、場所をご確認ください。

○実施内容

- ① 講習 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理
または、それに代わる資料等の配布
- ② 適性検査 視力、聴力及び運動能力

○狩猟免許更新申請手続

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第58条第1項に規定する狩猟免許更新申請書
- ② 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、その許可証（猟銃・空気銃所持許可証）の写し（この場合は、医師の診断書は不要です）。
- ③ ②の許可を受けていない場合には、申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しないことについての医師の診断書（概ね申請前6か月以内のもの）
- ④ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3．0センチメートル、横の長さ2．4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

新しい狩猟免許をお渡しする時には、古い狩猟免許と引き換えになりますので、紛失された方は再交付手続きをお願いします。なお再交付は住所地を所管する林務環境事務所で行います。

○狩猟免許更新申請手数料 2，900円

複数種の免許を有している者が更新を行う場合には、1種につき2，900円が必要です。
狩猟免許更新申請書に2，900円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。

◎ 問合せ先

事務所	住所	電話番号	所管市町村
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	〒407-0024 韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3087	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2720	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田 111-1	055-240-4140	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、 富士川町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	〒402-0054 都留市田原 2 丁目 13-43	0554-45-7810	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、 道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村、丹波山村
森林環境部 自然共生推進課自然保護担当	〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1520	